

創業を目指すみなさまへ

その「名前」、大丈夫ですか？

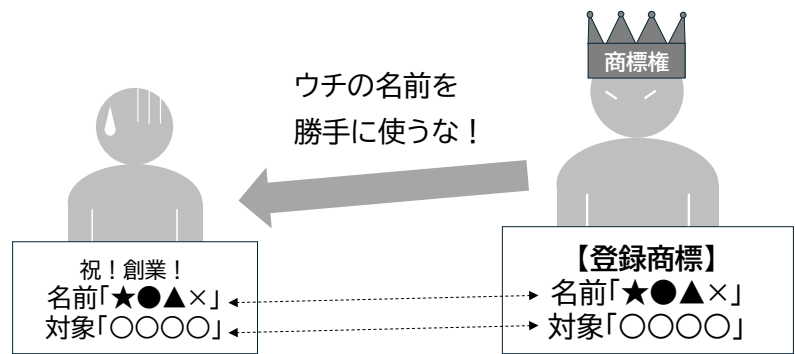
会社名、店名、屋号、商品名、サービス名、ブランドネーム、ロゴ、マーク…etc

名前って大事ですね。カッコいい会社名、センスある屋号、お客様の心に残るブランド名…。名前と一緒にビジネスの未来を思い描いている方も多いでしょう。ですが、ちょっと待ってください。その名前はあなたのオリジナルですか？、既に他の誰かが使っていませんか？、「みんなが知っている名前だから」って？？…。名前のこと、もうちょっとだけ、考えてみてください。

■他の人（会社）と同じ名前を使うと…

「ウチの名前を勝手に使うな！、と知らない人からメールが来た」はよくあるご相談のひとつ。ちょっと凝った名前でもトラブルが起こることがあります。

「自分が付けたい名前を付けるんだから、自分の勝手でしょ？」なんて言われそうですが、ビジネスの世界ではそうはいきません。



「名前」と「対象」、どちらも同じだと「商標権侵害」！

■名前を独り占めできる「商標権」

「登録商標」って聞いたことありませんか。あるいは、商品名などについている®のマーク。どちらも同じ意味です。その名前「商標」は、名前を使う対象となる商品やサービスの種類とセットで国に「登録」されています。登録したご本人（会社）は、自分だけがその名前をその対象へ使うことができる「商標権」という権利を持っています。名前を独り占めできるのです。他の人（会社）が勝手に使うと「商標権の侵害」、つまり法律違反です。もっとも、同じ名前でも対象が違えば大丈夫だったり、同じでなくても似ているからダメ、使い方によってはセーフ、など少々ややこしいところもあつたりします。なお、「みんなが知っている名前だから」は要注意。有名な名前を勝手に使うと不正競争防止法という法律に触れることがあります。他人の名前へのタダ乗りはダメです。

■商標権を調べる「J-PlatPat」

トラブルを避けるためにも、名前を決める前に、その名前での誰かが商標権を持っていないか確認しておくことをお勧めします。商標には屋号や店名、ブランド名といった名前だけでなくロゴやマークなど文字でないものまで広く含まれ、「J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）」という web サイトで検索できます（検索方法が少々面倒なのが難。お教えしますのでお尋ねください）。自分が使いたい名前が、誰も商標権を持っていないと分かれば、安心して使うことができますし、あなたが商標登録できるかも知れません。商標登録ができれば、他の人にその名前を使われる心配がなくなります。お気軽にご相談ください。



J-PlatPat



INPIT 茨城県知財総合支援窓口

e-mail : chiteki@htc.co.jp 電話 : 029-264-2237

ひたちなかテクノセンター 1 階（ひたちなか市新光町 38）



お問い合わせフォーム ↑